(質問の

答 弁 第 四 三 号昭和二十五年七月二十八日受領

内閣衆質第四五号

昭和二十五年七月二十八日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆 議 院議長 幣 原 喜 重 郎 殿

衆議院議員横田甚太郎君提出日本人の海外渡航制限に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議 院議員横田甚太郎君提出日本人の海外渡航制限に関する質問に対する答弁書

現在占領下日本 人の海外渡航は、 平 時 0 海外渡航とは性質が異り連合国 総司令部が日 本 Ö 経済 能 力の 口

復、 民主化の促進等に有益なりと認めたものに限り許可されるのである。 従つて個々の渡航に当りてはこ

の目的に沿つて審査が加えられ、 総司令部の最終的許可があつて始めて日本政府による旅券の発給がなさ

れるのである。 なお、 渡航先の国において日本人の渡航を希望しない場合に渡航のできないことはもち論

である。

追つて旅券発給事務が 日本政 府の手に移管された本年一月二十一日以降、 今日までにソ連あるいは中共

の渡航申請を提出したものはいない。

右答弁する。